

家畜衛生だより

野鳥で高病原性鳥インフルエンザウイルスを確認！

今季国内初

令和4年9月25日 神奈川県伊勢原市で衰弱したハヤブサ1羽を回収(その後死亡)

9月26日 簡易検査でA型鳥インフルエンザ 陽性

9月29日 高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)検出

すでに本病のウイルスを保有した渡り鳥が国内に飛来している可能性が高く、今シーズンにおいても厳重な警戒が必要です。

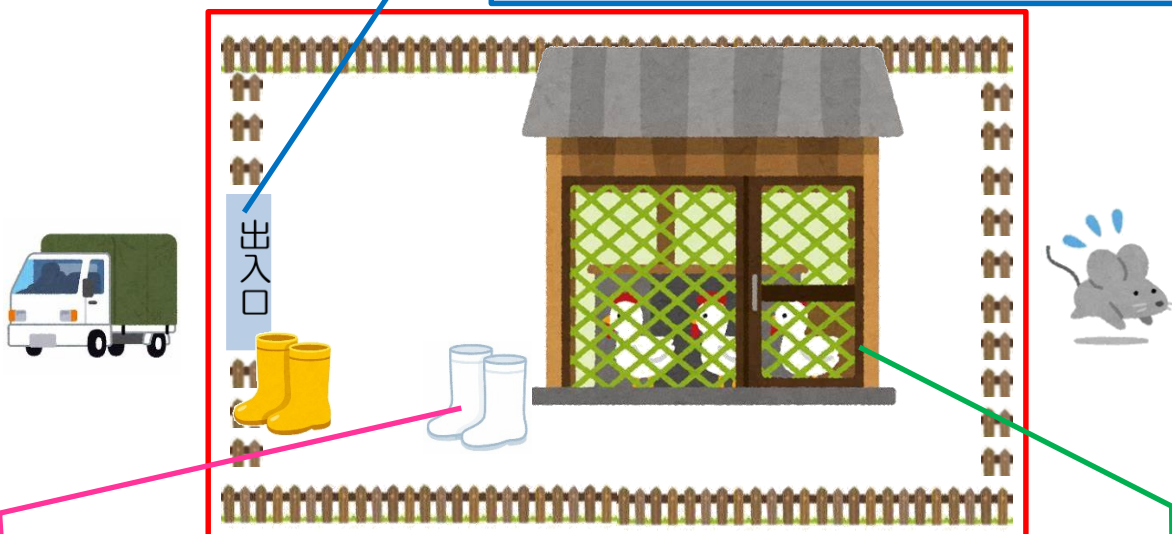
つきましては、今年度においても、飼養衛生管理者による飼養衛生管理基準の遵守状況の全国一斉点検を実施します。令和4年10月～令和5年5月までの毎月、下記7項目について自己点検を実施し、その結果を家畜保健衛生所に御報告ください。

飼養衛生管理基準とは？

家畜の所有者が守らなければならない衛生管理の基準のことです。家畜伝染病予防法では家きん1羽以上飼育している方に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けています。特に重要な下記7項目について、実施をお願いします。

- ① 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等

衛生管理区域



- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- ⑤ 家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用

- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

報告方法等について、詳細は別紙を御覧ください！

野生動物の侵入防止対策は万全ですか？

昨シーズンは、飼養家きんにおける高病原性鳥インフルエンザの感染が世界的に流行しました。特に、欧州や北米大陸においては、これまでと異なり、夏季になっても飼養家きんにおける本病の発生が継続しているところです。

今シーズンにおいても、感染した渡り鳥が日本へ飛来するリスクが非常に高いと考えられます。自己点検票を活用し、防鳥ネット、長靴交換・手指消毒といった家きん舎へのウイルス侵入防止対策、ネズミ等の侵入防止対策等について、今一度見直しをお願いします。

また、野生動物の誘引となる死亡家きんの適切な処理、堆肥舎等の家きん舎以外の農場内施設についても、防鳥ネット等、侵入防止対策をお願いします。

国内での発生

(令和3年11月～令和4年5月)

- ・発生件数 : 12道県25事例
- ・殺処分羽数 : 計189万羽

主な海外での発生

(令和4年8月29日時点)

- ・韓国 47件
- ・フランス 1,416件
- ・米国 410件

早期発見・早期通報をお願いします！



○毎日、健康状態をよく観察してください。
○死亡羽数増加、産卵率低下、元気消失などの異状が見られた場合は、すぐに家畜保健衛生所に御連絡ください。

※だちょう・エミューについては、昨シーズンの発生例で明確な死亡の増加が確認されていません。だちょう・エミューが死亡した場合は家畜保健衛生所に御連絡ください。

引用：農林水産省

【回答方法】 メール、FAXまたは電話

- ※1 FAXの場合は別紙の回答様式をご利用ください。
- ※2 メールの場合は、別紙回答様式を参考にしながら、「①〇②〇③ー」のように本文にご記載ください。

【回答期限】

10月分は**10月13日(木)まで**に御報告をお願いします。

それ以降は、毎月10日までに御報告ください。

●各項目の回答時の注意事項を作成しましたので、参考にしてください。

A. 屋内で飼養している場合

- ・ ①～③、⑤、⑥はすべて「ー」
- ・ ④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

B. 屋外(飼育小屋など)で飼養している場合

- ※ 衛生管理区域とは、畜舎・飼料の保管場所・家きんの飼養管理に用いる物品の保管場所を含めたエリアのことです。
- ・ ①④は家きんの世話をする前後に手洗い/消毒をしている、もしくは手袋を着用して管理している場合は「〇」
- ・ ②は清潔な衣服および靴を着用していれば「〇」
- ・ 野鳥に接するような場所に出かけた後は、衣服及び靴を交換または消毒してからお世話するようにしましょう。
- ・ ③は車の進入がない、またはできない場所で飼育している場合は「ー」
- ・ ⑤は家きん舎に人が入れない構造(ペットケージ等)で飼育している場合は「ー」
人が入れる構造の場合は家きん舎の入口で専用靴に履き替える、もしくはシューズカバーを着用している、または靴を消毒しているのであれば「〇」
- ・ ⑥は飼育小屋等に野生動物侵入防止のための措置をしており、適宜点検や修繕を実施していれば「〇」
- ・ ⑦は対策をしている、またはねずみや害虫が現れた場合に対策を講じる予定であれば「〇」

御不明な点がありましたら、
家畜保健衛生所までお問合せください。



宛先：埼玉県川越家畜保健衛生所 家畜防疫担当
TEL：049-225-4141
FAX：049-226-9653
メール：r2541411@pref.saitama.lg.jp

(別紙)

住 所 (市町名) _____

氏 名 _____

飼養家きん 鶏・あひる (合鴨)・うずら・きじ・だちょう

飼養場所 屋内・屋外・その他 (_____)

飼養衛生管理基準の自己点検チェック

チェック欄には、遵守していれば「○」、していなければ「×」、該当しなければ「-」を記入してください。

点検項目	チェック欄
①衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
②衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用	
③衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等	
④家きん舎に立ち入る者の手指消毒等	
⑤家きん舎ごとの専用の靴の設置及び使用	
⑥野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕	

☆メール、FAXまたは電話にてご回答ください。

★回答締切 10月分：10月13日(木) 11～5月分：毎月10日